

国土交通省
安全・安心のための
ソフト対策推進大綱
第2回フォローアップ

平成20年6月
国土交通省

目次

I. 序	1
1. はじめに	1
2. 前回のフォローアップ	1
3. 追加施策	2
4. 大綱の進捗状況	2
5. 今後の課題	3
II. 個別施策の主な実績	5
1. 災害・事故時の情報提供		
○土砂災害警戒情報の充実等	5
○緊急地震速報の提供	6
○津波警報・注意報の精度向上と津波情報の充実化	6
○高潮予測情報の高度化	7
○通信ネットワーク整備による情報提供	8
○災害時要援護者関係施設等への情報提供の充実	8
○外国人宿泊客等への情報提供	9
○一元的・リアルタイムな公共交通機関情報の提供	10
2. 平時における広報活動		
○土砂災害ハザードマップ	11
3. 事業継続計画への取組		
○国土交通省業務継続計画のスパイラルアップ	11
○独立行政法人等におけるBCP策定の促進	11
○多数の港湾関係者が一体となったBCP策定	12
4. 自助・共助・公助の機能強化～地域の防災力の再構築～		
○まるごとまちごとハザードマップの全国展開	13
○防災教育の強化	14
○港湾におけるリアルタイムの災害地画像等の閲覧体制整備	15
○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設	16

III. フォローアップ一覧表

別紙参考資料

安全・安心のためのソフト施策推進大綱第2回フォローアップ

I. 序

1. はじめに

国土交通省は、平成18年6月に「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱（以下「大綱」という。）」として、災害・事故時の情報・広報などソフト対策に関する「5つの改善」と、首都直下地震発生時の国土交通行政の業務継続や官民の協働について「5つの取組」を取りまとめ、国民の生命財産を守り、安心を確保するため、大綱に盛り込まれた諸施策を着実に推進することとしている。

大綱策定後も、国内外において大雨や暴風、地震による被害など多くの人命や財産を奪う自然災害が頻発している。例えば、国内では、平成18年7月の梅雨前線及び台風による大雨、同年11月の北海道佐呂間町における竜巻、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震や平成20年6月の岩手・宮城内陸地震により大きな被害が発生している。一方、海外では、平成20年5月にミャンマー連邦におけるサイクロンや中国四川省における大地震が発生し、人命や財産等に甚大な被害が生じている。

このような状況を踏まえ、国民の安全・安心を確保するためには、大綱に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、状況の変化に応じた施策の点検を行うことが必要不可欠である。

このため、施策の進捗状況を確認するとともに、国民の安全・安心を確保するための新たな取組や今後の課題を整理し、昨年度に引き続き、今回「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱第2回フォローアップ」として取りまとめた。

2. 前回のフォローアップ

前回のフォローアップでは、大綱策定後の状況の変化等を踏まえ、

- (1) 大綱に掲げられた105の施策に新たに2施策の追加
- (2) 各施策を確実に推進していくため、達成に至るまでのスケジュールを明確にしたうえで、達成年度について整理し、「フォローアップ一覧表」の作成

を行った。

フォローアップの結果は、平成19年6月21日に開催された安全・安心ソフト対策推進本部で決定の上公表された。（表1）

3. 追加施策

今回のフォローアップでは、前回の107件の施策に加え、更に3件の追加施策をフォローアップ一覧表に盛り込んでいる。

今回のフォローアップに盛り込んだ追加施策

1.	【改善3】(5)	①2) 災害要援護者関連施設等への情報提供の充実
3.	【取組3】(1)	独立行政法人等におけるBCP※1策定の促進
4.	【取組5】(3)	①人員及び資機材に係る広域的な支援体制 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE※2)の創設

※1 BCP: Business Continuity Plan

※2 TEC-FORCE: Technical Emergency Control Force

4. 大綱の進捗状況

- (1) 前回のフォローアップにおいて掲げた施策は107件である。このうち施策の達成年度が平成19年度となっている27件の施策については、26件が年度内に達成され、概ね目標通り進捗した。特に、業務継続計画については、昨年6月、首都直下地震に対応するため、我が国初の政府レベルの計画である「国土交通省業務継続計画」を策定したところであるが、更に最近の状況変化を踏まえ、中央省庁では初めて関東管内だけでなく全国の地方支分部局において、業務継続計画(業務継続計画に相当する既存の災害時の要領等を含む。以下、地方支分部局の業務継続計画については同じ。)を平成20年6月までに整備した。
- (2) 達成年度が平成20年度とされていた「主要港湾におけるリアルタイムの被災地画像・科学的データ閲覧体制の整備」と平成21年度とされていた「土砂災害ハザードマップの作成」は、スケジュールの前倒しにより平成19年度に達成した。(表1)
- (3) 前回フォローアップに掲げられている施策と今回新たに追加した施策は全体で110件に上るが、そのうち平成20年6月時点での達成された施策は70件(64%)となっている。(表2)

(表1) 設定した目標の達成状況

達成年度	18年度 まで	19年度	20年度	21年度 以降	計
第1回フォローアップ時に設定した達成年度別施策数	39	27	10	31	107
第1回フォローアップ時の達成状況(件数、達成率)	50 (47%)	57			107
第2回フォローアップ時の達成状況(件数、達成率)	39	28	10	30	107
	69(64%)		39		

(表2) 追加施策を考慮した目標の達成状況

達成年度	18年度 まで	19年度	20年度	21年度 以降	計
今回追加した施策の達成年度別施策数	0	0	2	1	3
計	39	27	12	32	110
追加施策を考慮した達成年度別 状況(件数、達成率)	39	28	12	31	110
	70(64%)			40	

5. 今後の課題

大綱策定後、国内において多くの人命や財産を奪う自然災害が頻発している一方で、海外においてもミャンマー連邦におけるサイクロン被害や、中国四川省における大地震など大災害が発生している。また、地球温暖化の影響は、海面上昇にとどまらず、集中豪雨の増加や災害被害の激甚化につながるとも言われている。

このような状況の下、国土交通省が発災後に先ず自らいち早く応急体制を整えるとともに、国民の生命の安全と財産を保全するため、今回中央省庁では初めて本省のみならず全国の地方支分部局において業務継続計画を整備した。

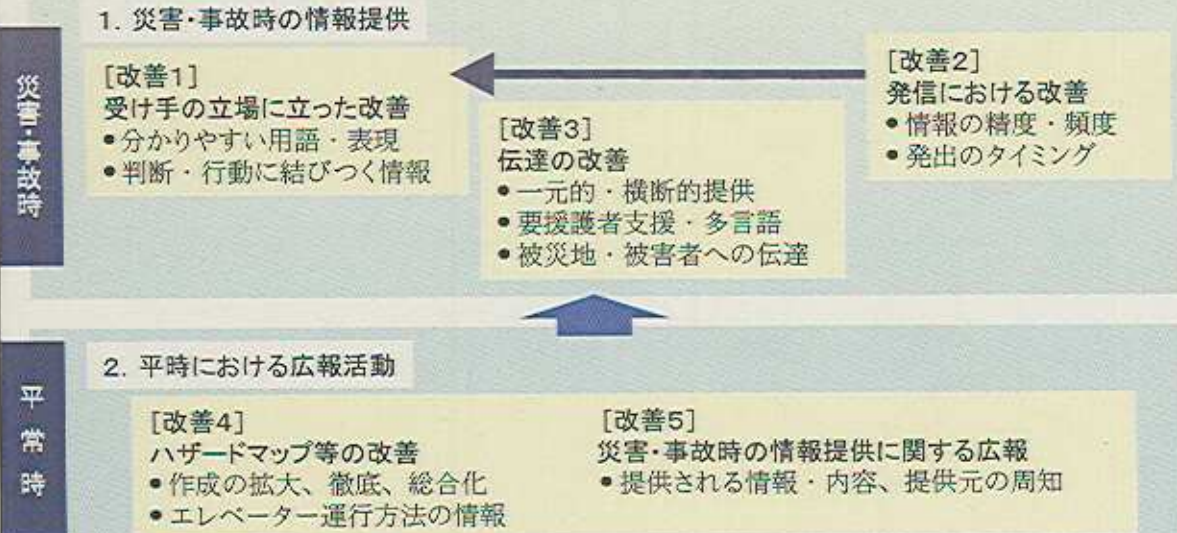
今後これらの計画に基づき、引き続き訓練等を通じて継続的な見直しを行うとともに、国民の安全・安心を確保するため、大綱に盛り込まれた施策を着実に推進する一方、その他のソフト対策についても技術の革新等に伴う社会状況の変化や国民のニーズを的確に捉え、ハード面やシステム面の対策とともに不断に改善を行い、効率的に実現するよう努力する必要がある。

さらに、国の防災・減災対策が国民の避難行動に効果的に結びつくには、国だけではなく市町村や関係業界等と一体となった取組を進める必要があり、このため、これら関係者の多様な意見を汲み上げるとともに、国土交通省が実施する施策の広報・普及や活動状況の情報発信に努め、国民の間に安全・安心についての問題意識を醸成することが重要である。

国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱(概要)

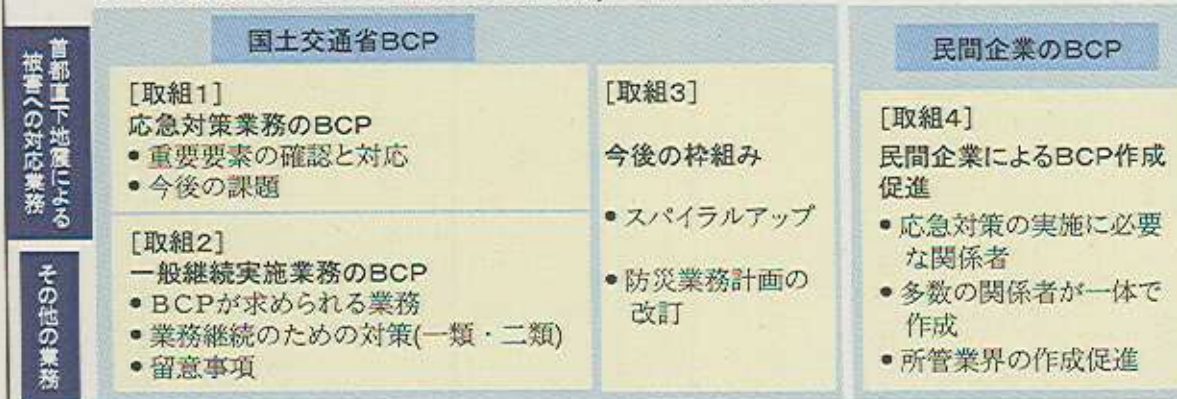
安全・安心を確実にしていくため、自然災害や事件・事故に対するハードを中心としたこれまでの対応に加え、情報、広報などのソフト対策について問題点を検討し、今後、取り組んでいくべき施策や方針を「5つの改善、5つの取組」としてとりまとめ

■ 情報・広報に関する横断的な総点検とこれに基づく「5つの改善」



■ 新たな領域に先進的に挑戦する等の「5つの取組」

3. 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)への取組



4. 自助・共助・公助の機能強化

- [取組5] 地域の防災力の再構築
 • 水防体制、地震防災体制
 • 広域的な危機管理体制 等

II. 個別施策の主な実績

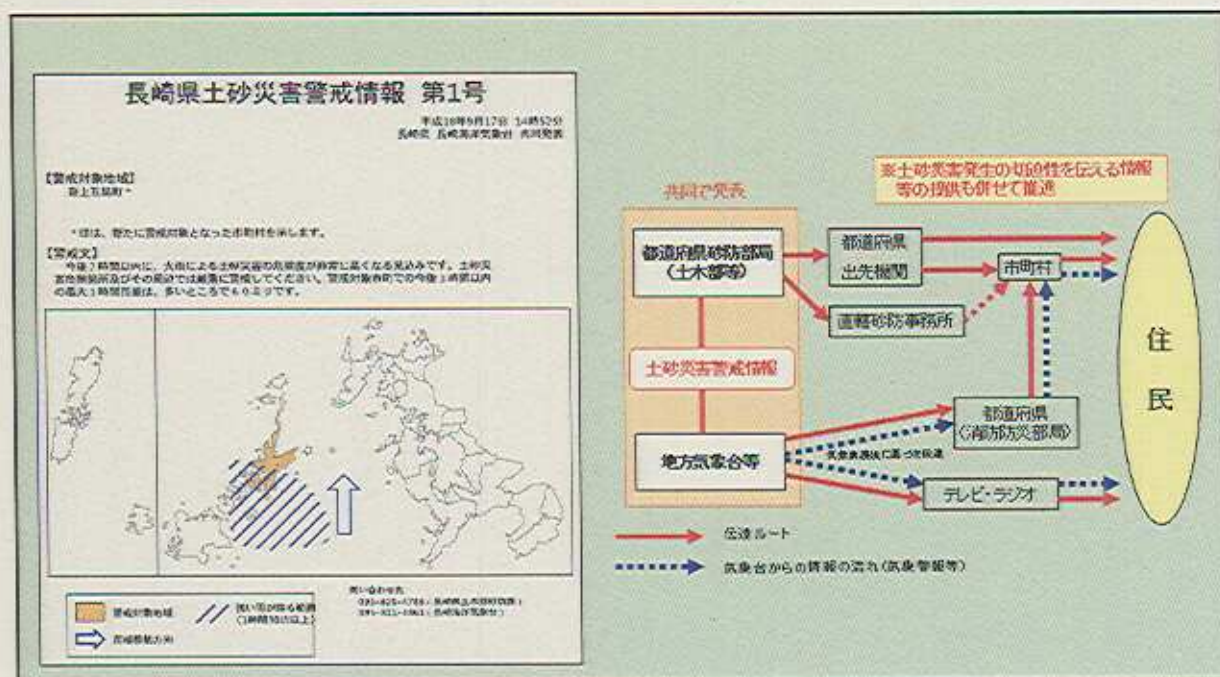
大綱策定後、平成20年6月までに講じられた施策のうち、主なものは以下のとおり。

1. 災害・事故時の情報提供

○ 土砂災害警戒情報の充実等

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、都道府県砂防部局と気象台が共同して発表する情報であり、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。

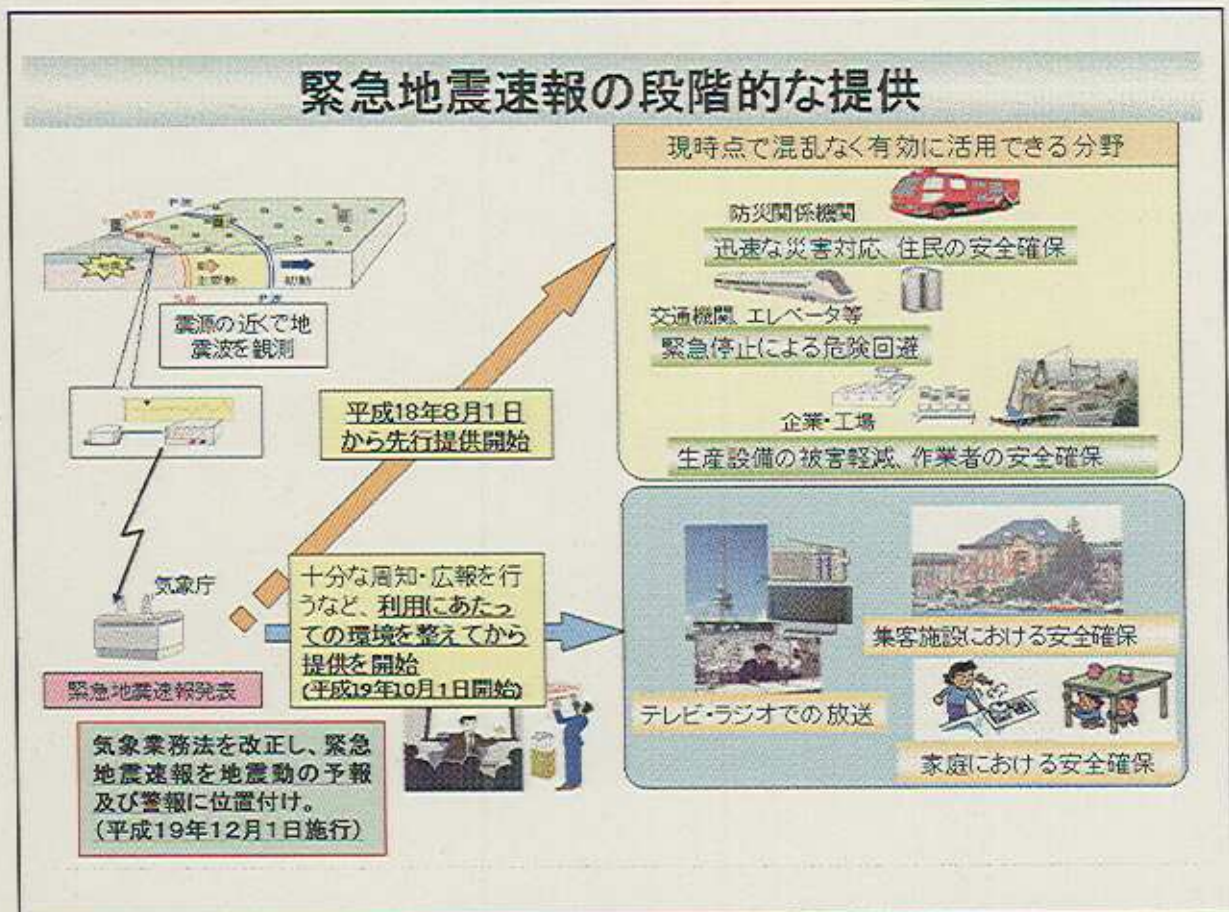
準備の整った都道府県から順に運用を開始していたが、平成19年度末に全都道府県において、土砂災害警戒情報の提供を開始した。



○ 緊急地震速報の提供

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報として、平成19年10月から広く国民への緊急地震速報の提供を開始し、同年12月から緊急地震速報を地震動の予報及び警報として位置づけた。

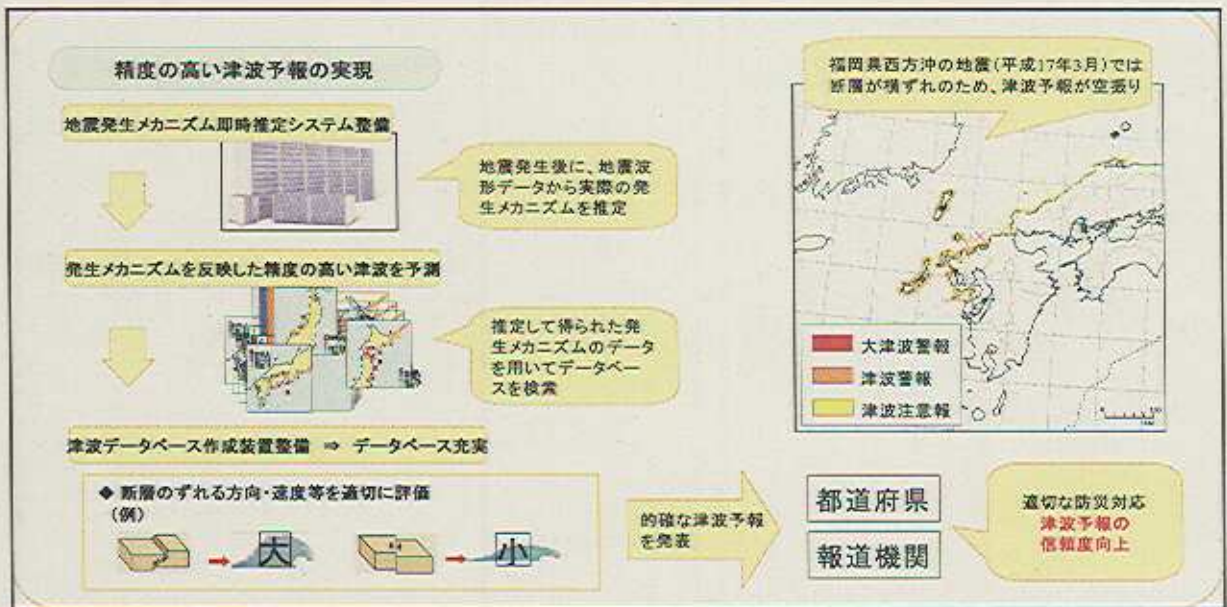
緊急地震速報の利用の心得を中心とした周知・広報活動に加え、同速報を見聞きした時の行動訓練の実施や精度向上に向けた取組を行う。



○ 津波警報・注意報の精度向上と津波情報の充実化

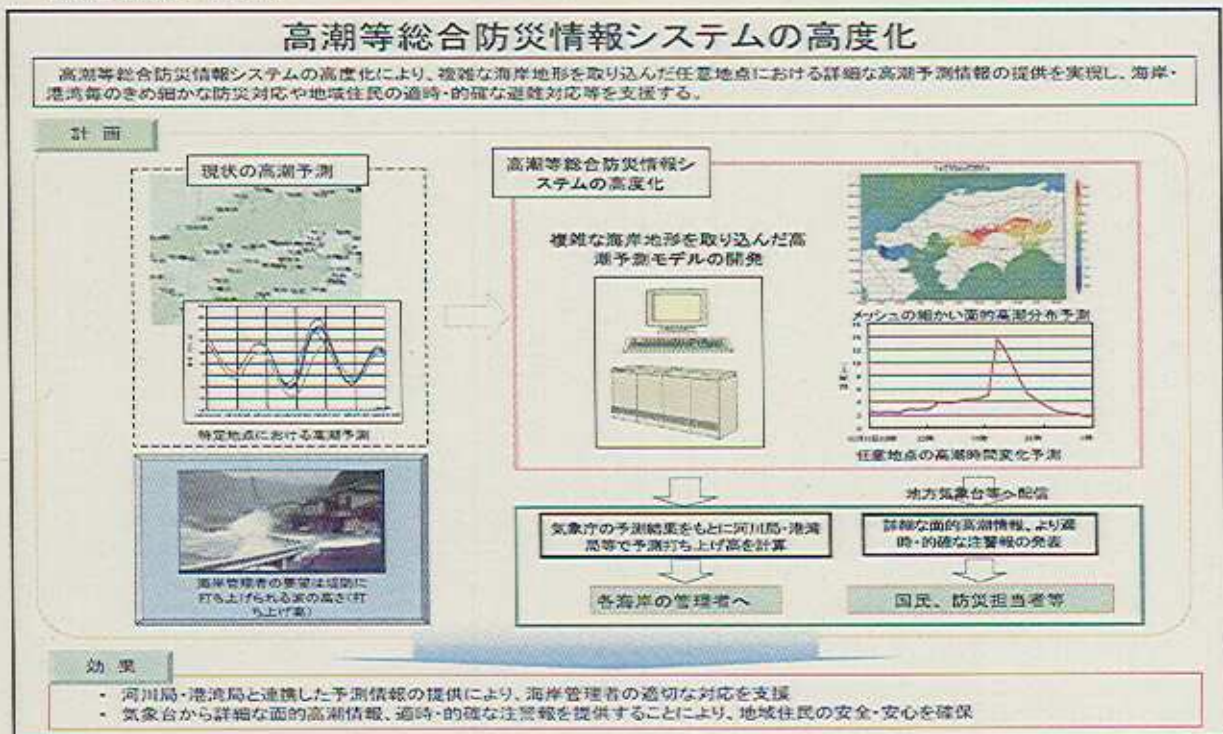
地震波形データを基にした地震発生メカニズムを反映した津波予測データベースの海域を平成20年3月に日本海溝・千島海溝周辺海域へ拡張し、津波警報等の精度を高めた。

また、平成18年3月に潮位データ共有化のためのシステムを整備し、平成20年3月より共有化された潮位データの一部を津波情報に活用し始めた。引き続き、共有化された潮位データを活用し、津波情報の充実を図る。



○ 高潮予測情報の高度化

海岸地形や港湾施設の形状等を考慮した海岸ごとの高潮予測情報の提供を行うにあたり、詳細な沿岸地形に対応する予測モデルを開発し、平成19年9月より、一部海域（東京湾、伊勢湾、大阪湾・播磨灘、有明海）において、高潮予報情報の提供、浅海波浪予報情報の試行的提供を開始した。



○ 通信ネットワーク整備による情報提供

河川の水位等の状況を画像情報で常時提供することや、画像による大容量の防災情報をリアルタイムで入手することを可能とするため、専用光ファイバ網に接続する地方公共団体を平成20年3月で約400市町村に拡大した。

今後、提供内容の充実と併せて接続地方公共団体の拡充を図る。



CCTV映像の提供

詳細な河川情報の提供

※大容量を活かした提供内容の充実

○ 災害時要援護者関係施設等への情報提供の充実

近年の水災では、高齢者及び障害者、乳幼児といった災害時要援護者の被災や地下街等の浸水が目立っており、このような状況を受けて、水防法改正（平成13年、平成17年）を行った。浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設及び地下街等の施設名称及び所在地を市町村地域防災計画に規定するものとし、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとした。また市町村地域防災計画に定められた地下街等については所有者又は管理者に避難確保計画の作成を義務づけた。平成19年度末時点で、災害時要援護者関連施設については211市区町村（対象830市区町村）、地下街等については21市（対象79市区町）で市町村地域防災計画に規定されている。

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の充実について

地下街・地下施設などや、病院、老人福祉施設、幼稚園などの水災に対する警戒避難体制の速やかな確立

○近年の水災では、地下街等での浸水被害や高齢者等の災害時要援護者の被災が目立っている。

→平成13年、17年に水防法が改正。

・浸水想定区域、ハザードマップの作成は順次進捗。

・浸水想定区域内において、

- ①地下街等への洪水予報等の伝達、地下街等の所有者または管理者による避難確保計画の作成
- ②高齢者等の要援護者が利用する施設への洪水予報等の伝達の対応が盛り込まれた。



平成11年6月福岡水災による被害の状況(平成17年7月福岡水災による地下施設の浸水状況)



→いざという時の備え(施設リスト等)や地域防災計画の原案の作成を進めている。

①地下街等の所有者または管理者による避難確保計画の作成

市町村地域防災計画に位置づけた浸水想定区域内の地下街等について、地下街等の所有者または管理者が避難確保計画を作成することにより、的確な避難誘導体制の構築がはかれる。(平成20年3月31日時点)

- 7市(対象79市区町)で作成済み。(狛江市、横浜市、長岡市、京都市、大阪市、姫路市、丸亀市)
- 21市で市町村地域防災計画に規定済み。
- 68市区町(86%)で地域防災計画への規定またはいざというときの備え(施設リスト)が準備完了。

②高齢者等の要援護者が利用する施設への洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の高齢者等災害時要援護者が主に利用する施設への洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定することにより、情報伝達に万全を期す。(平成20年3月31日時点)

- 211市区町村(対象830市区町村)で市町村地域防災計画に規定済み。
- 803市区町村(97%)で地域防災計画への規定またはいざというときの備え(施設リスト)が準備完了。

今後の取り組み

- ・「いざというときの備え(施設リスト)」を、速やかに地域防災計画に規定する。
- ・次のステップとして、実際に避難行動に結びつく訓練等を行うことが必要。

○ 外国人宿泊客等への情報提供

外国人宿泊客等に対する災害情報等の提供について、英語以外の言語による非常放送の実施に向けて、災害対策マニュアル見直しのためのアンケート調査、リアルタイムの災害情報等を外国語等で提供するための実証実験を実施し、この結果を踏まえ、多言語による災害情報等の館内放送を視野に入れた「地震発生時の対応活動指針」を策定し、平成19年12月から事業者等へ随時通知を行っている。

2. 平時における広報活動

○土砂災害ハザードマップ

「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」に即し、土砂災害警戒区域等のうち、過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設が立地する箇所について、平成19年9月までに全ての箇所において、土砂災害ハザードマップを作成した。

引き続き、各市町村においてハザードマップ作成のための補助などの促進策を実施している。

3. 事業継続計画への取組

○国土交通省業務継続計画のスパイラルアップ

国土交通省業務継続計画（平成19年6月策定）に基づき平成19年9月に国土交通本省地震防災訓練の一つとして、首都直下地震を想定した徒歩参集訓練、安否確認訓練、什器転倒確認等を実施した。

引き続き、訓練・点検を行い、業務継続計画を改善し、業務継続力の向上を図る。

また、国土交通省の業務が本省だけで完結することは稀であり、地方支分部局、外局等と一体となって重要業務を遂行していることを踏まえ、平成20年3月に国土地理院、平成20年4月に気象庁及び海上保安庁、平成20年6月までに全地方支分部局において業務継続計画を整備した。今後は更に事務所等においても順次業務継続計画の策定を進める。

○独立行政法人等における業務継続計画策定の促進

独立行政法人及び公益法人などの国土交通省所管の関係機関は、国土交通行政に密接に関連する業務を行っており、災害発生時には関係機関独自の災害対応マニュアル等によって対応してきている。国土交通本省では平成19年6月に業務継続計画を策定し、地方支分部局等においても業務継続計画を整備したところであるが、関連する業務のうち重要業務についても早期の回復が図られるよう、関係機関に対し業務継続計画策定の協力を要請した。今後も、引き続き協力を求めていく。

○防災教育の強化

学校教育等の場で「マイハザードマップ」を作成する取組を全国各地へ展開するため、マイハザードマップ作成に関する課題を整理した「防災学習マニュアル」を平成20年3月に作成した。

今後、水害等に関する知識の普及を図るため、防災学習マニュアルを活用し、学校教育において防災教育の進展を図るほか、地域住民を対象に講習会を実施する。

また、学校教育等の場において、過去の地震・津波の被害を振り返るとともに、今後の防災対策について考える機会を増やすため、出前講座を活性化させるよう、地方整備局等に対し通知したほか、防災教育に資する資料集を配布した。

地域の特性を踏まえ住民一人一人に適応するハザードマップである「マイハザードマップ」作成を通して防災に関する知識を学べる教材及びカリキュラムを開発し、防災教育を推進。

防災学習マニュアル



スケジュール

- 平成17年度
マイハザードマップ作りを取り入れた学習方法を示した「防災学習マニュアル(素案)」を作成。
- 平成18～19年度
・モデル小学校で実施し、防災学習マニュアル(素案)の課題を抽出。
・課題点等を整理し、素案を活用した防災教育が全国的に実施されるための普及方を検討。
・「防災学習マニュアル(案)」の作成及び同マニュアル案を活用した防災教育メニューを検討。
- 平成20年度～
・「防災学習マニュアル」を活用した防災教育の推進。
・地域住民を対象とした講習会の実施。



住民自らが避難路、避難地、危険地域等を確認



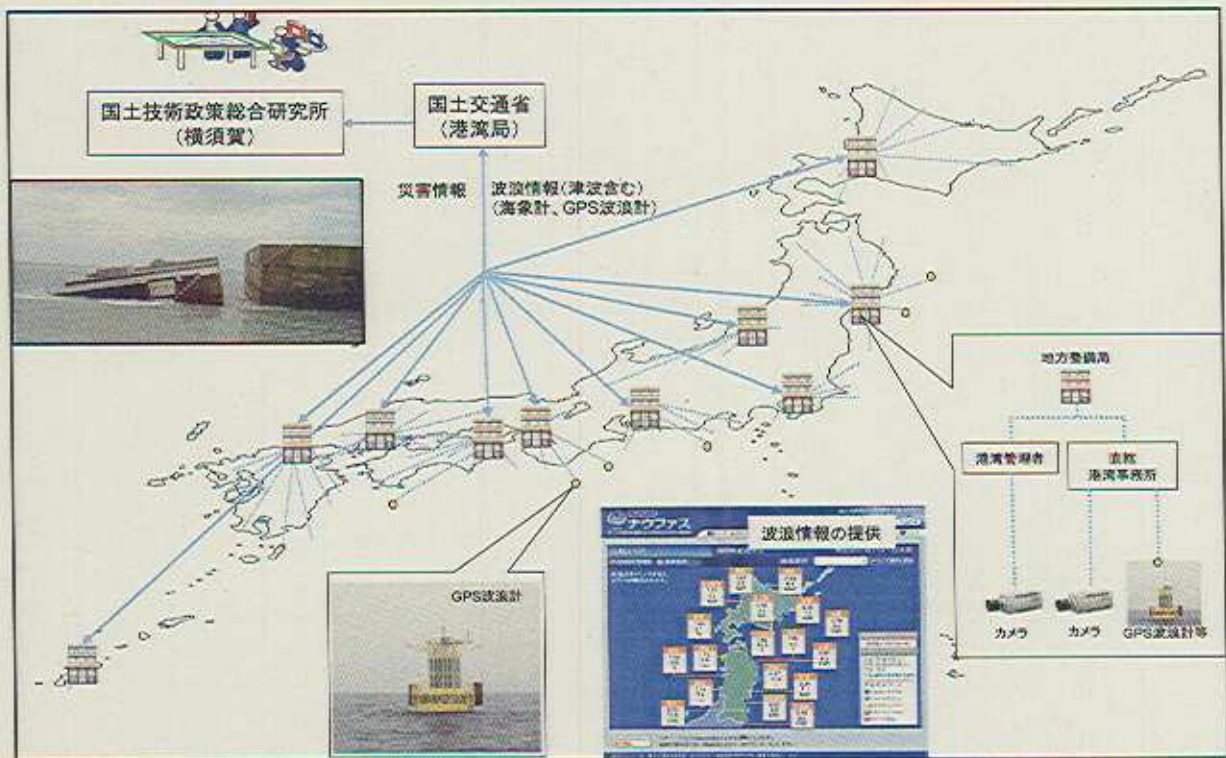
校区等毎に地域の特性を踏まえた「マイハザードマップ」作成

○港湾におけるリアルタイムの災害地画像等の閲覧体制整備

頻発する災害に迅速かつ的確に対処できるよう、港湾における防災（災害）情報、波浪情報、画像情報等を速やかに把握、伝達するため、国土技術政策総合研究所において、リアルタイムの被災地画像や科学的データを閲覧できるシステムを構築した。

また、これに加え、新たに整備されたGPS※波浪計データを含む全国の波浪観測情報をリアルタイムで公開している。

※GPS：Global Positioning System



○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的とし、平成20年5月に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE※）が発足した。

大規模自然災害が発生したときは、被災地にTEC-FORCEを派遣し、被害状況の調査、被害の拡大防止、早期復旧に関する地方公共団体等の支援を行う。

※ Technical Emergency Control Force

これまでの国による緊急支援は**その都度体制をとって対応**


- ・あらかじめ職員をTEC-FORCE隊員として指名するなど、**事前に**人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施
- ・平時にシミュレーション、訓練を行うことによりスキルアップ

- 被災状況の迅速な把握
- 社会基盤施設の早期復旧
 - ・初動対応の迅速化
 - ・専門チームによる集中対応
 - ・復旧対策に関する技術指導の充実・強化
- 二次災害の防止
 - ・被災箇所に対する高度な技術指導
 - ・応急対策（立案・実施）
 - ・災害危険度予測（避難判断）
- その他災害応急対策
 - ・緊急輸送の調整


活動内容

- 全国の地方支分部局職員等が本省の総合調整により活動
- 国が主体的に緊急調査を実施
- 関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施


事前に人員・資機材の派遣体制、受け入れ体制を整備



災害対策ヘリ



排水ポンプ車



新潟県中越沖地震における初動体制のイメージ図